

災害時の避難所における人的支援に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と公益社団法人大阪府鍼灸師会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、災害時という）の避難所における乙の支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、様式第1号に定める書面により乙に協力要請をするものとする。ただし、急を要する場合は、電話等により口頭で要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、可能な範囲で速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（支援活動の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する災害支援活動は次のとおりとする。

- （1）避難所における鍼・灸等の施術及び療養上の相談
- （2）傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

（報告）

第3条 乙は、第2条に基づく支援活動を行ったときは、様式第2号に定める書面により甲に報告を行うものとする

（連絡体制等）

第4条 甲、乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し、あらかじめ定めておく

2 本協定に関する連絡責任者は、甲においては大阪府危機管理室長、乙においては、公益社団法人大阪府鍼灸師会会長とする。

（施術費）

第5条 第2条第1号に規定する災害支援活動における施術料は無料とする。

（実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が災害支援活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- （1）災害支援班の編成、派遣に要する経費
- （2）災害支援班が携行した衛生材料（鍼、テープ等）を使用した場合の実費

（損害補償等）

第7条 甲の要請により協力活動に従事した乙の会員がそのために死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は傷害の状態となったときは、甲は、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和38年大阪府条例第3号）」に準じてその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償を行うものとする。

- （1）応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- （2）他の制度等により補償を受ける場合
- （3）当該災害等が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（個人情報の保護）

第8条 乙及び災害支援班は、支援活動を行うにあたり、業務上知りえた対象者とその家族等の個人情報を漏らしてはならない

（防災活動への協力）

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする

- （1）甲が実施する防災啓発事業、防災訓練への参加協力等
- （2）その他、甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

（協定の更新）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない時は、期間終了日の翌日から1年間この協定は更新され、以降同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義の生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所有する。

平成30年8月30日

甲 大阪府大阪市中央区大手前2丁目
大阪府知事 松井一郎



乙 大阪市北区松ヶ枝町6番6号
公益社団法人大阪府鍼灸師会
会長 得本 誠

